

第 8 回世田谷区農業委員会総会

日：平成30年 3月29日（木）

場所：世田谷区役所第二庁舎第 5 委員会室

第 8 回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成30年3月29日（木）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、山崎義清、佐藤満秀、橋本隆男、渡邊武彦、田中光男、高橋敏昭、上野博、佐藤治雄、池亀宏、森安一、田中宏和、永井潔、三田浩司、高橋良治、苅部嘉也、山崎節彌、諸星養一、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 寺澤弥生子、主事 會田航、次期主事 湯本由美

午後 2 時56分開会

事務局 皆さん、こんにちは。時間前でございますが、全員そろったということで、第 8 回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長

議事に入ります前に、農業委員に就任された方をご紹介いたします。三田浩司委員です。

三田委員 (自己紹介)

高橋会長 どうもありがとうございました。新しく就任されました三田委員、農業委員として世田谷の農業の発展にご尽力いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

それでは、今日は全員出席でございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、署名委員でございますが、山崎節彌委員と諸星養一委員、よろしく願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第 1 号議案はございません。

(2)の第 2 号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第 2 号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第 4 条はありません。農地法第 5 条は 2 件となっております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.1 - 1をご覧くださいと思います。第 2 号議案農地法第 5 条に基づく転用届出について。

全件専決処理のため、報告のみとさせていただきます。

受付番号29-5-38。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、裏面の資料No.1 - 2をご覧くださいと思います。受付番号29-5-39。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件について質問がありましたら、お願いいたします。

高橋（良）委員 1件目なんですけれども、この m²というのは、現況が宅地ということ、建物が建った状態だったんですか。

事務局 おっしゃるとおりです。

高橋（良）委員 それを壊して新しくするのに、その分だけ今度売るという形で第5条の手續をするということですか。

事務局 おっしゃるとおりでございます。

高橋会長 ほかにございますか。それでは、ないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案、その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが8件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。1件ございます。

事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.2をご覧くださいと思います。第3号議案、相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

以上でございます。

高橋会長 調査されました山崎義清委員、調査結果の報告をお願いいたします。

山崎（義）委員 3月20日に事務局2人と共に計3名で行ってまいりました。面接したのは さん。 さんは死亡するまで農業経営を営んでいたかということについては、やっておりましたということでした。それから、納税猶予なので、今後農業をどうやって、やっていくのということですが、 さん、 さん、 さん、 さんということで、4名で農業をやっていくということでございます。

農作物については、クリ、トマト、キュウリ、ナス、エダマメ、サトイモの多品種をやっています、ほとんどをJAファーマーズへ出荷しています、一部直売を畑のところでやっております。今回、納税猶予をとっているところは、畑の真ん中をやるんですが、売店とか直売所とか倉庫は一切外しています、畑の状態なので、全く問題ございません。肥培管理は、そういうことで畑の真ん中なので、徹底されていました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。8件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-1をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました佐藤満秀委員、調査結果の報告をお願いいたします。

佐藤(満)委員 3月20日火曜、午後1時半から調査に入りました。当日はあいにくの雨でしたが、足場の悪い中、さん本人も丁寧に案内していただいて、いろいろ説明を聞かせていただきました。調査員は、事務局2名と農業委員の私佐藤、3名で行ってまいりました。

対象の生産緑地は、まず、自宅隣接地にありまして、登記簿上は山林となっておりますが実は竹林で、もう1筆は畑、四季の野菜全般ということで生産されておりました。ちょっと離れたところに畑がありまして、大まかに分けて、畑がかんきつ類と果樹のカキが植えてあるところと、ジャガイモを栽培されているということでした。ジャガイモは基本的には、自分で掘って、それを直売とかというよりもむしろ、希望者がいれば、例えば幼稚園ですとかご近所の個人に対して、ジャガイモ掘りをやっていただいて、楽しんでいただいているということでした。かんきつ類とカキにつきましては、かんきつ類はミカン、ユズ、

デコボン。あと、カキについては種類まで聞きませんでしたけれども、かんきつ類、カキともに本ずつ植わっているような状態でした。

それから、管理状況ですが、概ね良好ということで、多少、秋冬野菜が残っているのがございました。肥培管理についても特に問題はないと思われました。

農業従事者は、さんが大体お1人でやられているということなんですけれども、昨年、体調を崩されたようで、現状ではたびたびさんが手伝いに来ているということと、また、農協でも、営農サポートシステム、当然有償なんですけど、手伝うというシステムがありますので、そういうことを利用してしっかりと管理されていたと思います。

農産物の販売につきましては庭先販売。離れているところの畑では、畑でそのまま袋詰めして販売するという形でやられています。

体調を崩されたということですけども、体調がよくなるということも予想されますし、証明するに当たっては問題ないと思います。

これが私の報告です。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、1枚おめくりいただきまして、お手元の資料No.3-2をご覧くださいればと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました森安一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

森委員 3月19日月曜日、さん立ち会いのもと、事務局2名とともに調査いたしました。

農業経営は相続人のさん本人が行っています。さんの畑は野菜畑と植木畑に分けられており、野菜畑は現時点で、ネギ、アスパラ、ジャガイモが植えつけられています。

た。4月以降にトマト、キュウリ、ナス等の夏野菜を植えられるそうです。植木畑の方は、サツキ、ドウダンツツジ、ツバキ、シダレザクラ等、販売用として植えつけられていました。野菜の販売方法は、全て予約での販売です。植木の方は専門業者に販売されています。肥培管理については、除草、植木の手入れがしっかりとされており、肥培管理は良好でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、3件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-3をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、高橋良治委員、調査結果の報告をお願いいたします。

高橋(良)委員 3月20日火曜日、3時半から15分ほど、事務局2名とともに、私を含めて3名で行ってまいりました。

農業相続人及び同居の世帯員が農業経営を行っている状況であるかということについては、ここに述べられているさんと、お手伝いさんが1名ぐらいと、さんがたまに手伝うという形で行っております。

農作物については、レタスがちょっと残っていたような感じですがけれども、時期的に夏野菜を植えつける準備をするということで、まだ残渣とかマルチが残っている状態もありましたけれども、これからそれを片づけながら作付をして夏野菜に挑むということでありました。これからはジャガイモ、キュウリ、ナス、トマト、エンドウとかを作って、自宅で販売していくということです。ですから、草のむした後のものとか多少の残渣とかが残っていたんですけども、これから片づけながらやっていくということで、肥培管理は

ある程度はやっていってもらえるんじゃないかなと考えております。

以上です。

高橋会長 それでは、この件につきましてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、4件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、1枚おめくりいただきまして、資料No.3-4をご覧いただければと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

苅部委員 3月19日、事務局2名とともに調査を行いました。立会人は、相続人のさんに立ち会っていただきました。農業経営は、さんがメインでやられていまして、さんも最近就農されました。販売方法に関しては、畑での直売のみやっております、今はのらぼう菜がよく売れているということでした。あと、農作物に関しては、マメ、ジャガイモが定植されていまして、今後はトマトが 株、キュウリ、ナス等の夏野菜全般をやっていくそうです。肥培管理に関しては、既にトマト等のマルチ張りももう終えておりまして、隅々まで耕うんされた、きれいな畑でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。それでは、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。それでは、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

次に、5件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 5をご覧くださいと思います。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました苅部嘉也委員、よろしく願いいたします。

苅部委員 3月19日に事務局2名とともに調査を行いました。立会人は、相続人のさんと さん、2名に立ち会っていただきました。農業経営は さんと さんお2人でやられていまして、今は、 さんはまだ 歳代なんですけれども、そちらの方がメインでやられております。販売方法に関しては畑での直売のみで、畑にはブルーベリーが 本ほど植えてありまして、この地域ではブルーベリーをここまで多くやっている農家さんはいないものですから、ブルーベリーがよく売れているということでした。農作物に関しては、マメ、ジャガイモ、ブロッコリーが畑に定植されていまして、これから里芋を植えまして、あとは夏野菜、トマト、ナス、キュウリ等をやっていくそうです。肥培管理に関しては、畑全体が耕うんされていまして、雑草等は1本もない、きれいな畑でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

次に、6件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 6をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました上野博委員、調査結果の報告をお願いいたします。

上野委員 3月20日火曜日に事務局2人と さんの立ち会いのもと、調査いたしまし

た。

まず、主な農業経営者は さんお1人です。そして、販売方法は庭先販売がメインで、あと、例えば地域の町会の催事関係の要請があると、そこに出品しているそうです。3月20日なのでちょうど端境期で、畑には生えているものはありませんでした。もう次の準備、何か植える準備はしてある状態です。実際、作物はその状態ではありませんでした。

ただ、雑草が少し気になったところですが、これは経営している さんいわく、有機栽培で、逆に言うと一切農薬を使わないで虫とか何かの自然のサイクルを使うということでした。常に一定、同じ状態をずっと保っているとのこと。そういう状況なので、経営はちゃんとやっているということだけは分かりました。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に7件目に入りますが、この件は農業委員である 委員本人からの証明願となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ということから、本件の審議中は退席していただきます。

(委員 退席)

高橋会長 それでは、7件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-7をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、引き続き上野委員、よろしく願いいたします。

上野委員 3月20日火曜日に事務局2人と さん立ち会いのもとで調査いたしました。

まず、経営状況ですけれども、作業の90%は さんと さん、それに さんと さんが残りの10%で、延べ4人でやっております。

販売方法は庭先販売と直売所。今回は、確かに畑には植え付けがされていない状態ですけれども、きれいに耕されて、ガスタードで消毒した区画とか、植えつける苗なんかは、育苗のハウスの中にトマト、キュウリ、エダマメ等がもうスタンバイしていました。定期的にまだ早いということで、畑には今、見た目には何もありません。そのかわり、きれいに耕されて非常にいい状態になっていました。

肥培管理はとてもいいです。もしかしたら、何かのときのパンフレットで、こういうふうに管理して下さいという見本に使えるような状態だと思います。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

委員に戻っていただくようにお伝え下さい。

〔永井委員 着席〕

高橋会長 ありがとうございます。

最後になりますが、8件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-8をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました池亀委員、調査結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 3月22日に事務局2人と現地を見させていただきました。立ち会いは、さんと さんと立ち会わせていただきました。耕作は、 さん、 さん、 さんと作業されております。

販売は、畑の入り口に販売機が設置されておりまして、そこで機械による販売と、レス

トランに4、5件卸しているということでした。

肥培管理には特に問題はなくて、こちらの 〇〇の土地に関しては、主として芋系、ジャガイモ、ニンジン、サツマイモ、里芋、京芋、ヤツガシラ。道を挟んで反対側に、〇〇の土地になるんですけども、こちらにも同じ規模ぐらいの農地がありまして、そちらで夏野菜、トマト、キュウリ、ナス、一通りのことをやっていて、肥培状態は非常にいい。夏の農地パトロールで9月末ぐらいに行ったときにも、きれいにいろいろな作物が作られておりました。

ただ、1つ、〇〇にお住まいの方で、私どもの農業委員会の管轄に入っている事案は、基本台帳だとか、資料がまるっきりないんですね。だから、これは農業委員会同士で、基本台帳だとか基本的なものだけでも結構なので、もう少しそろえるようにしていただきたいと思います。

以上でございます。

事務局 私ども世田谷区としての農業者さんの情報というのは、区内にお住まいの方の情報は基本的に分かっています。ただ、今、池亀委員がおっしゃったとおり、近隣にお住まいの方で世田谷区内に農地を持っていらっしゃる方については、実際に私どもとしてもうまく情報把握できていないところがあります。今後、私どもとしてもその部分を分かっていた方がいいというところがありますが、個人情報の取扱いもございますので、近隣の農業委員会と調整してまいります。

以上でございます。

高橋会長 よろしくお願いいいたします。

それでは、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいいたします。

諸星委員 近隣自治体との情報交換というのが今までないんですか。

事務局 他自治体個人情報の取扱いもございますので、今後調整させていただきます。

高橋会長 ほかにございませんか。それでは、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議します。1

件でございます。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4をご覧くださいと思います。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。

佐藤治雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

佐藤(治)委員 3月22日の午後、事務局2名と申請者の さんに会ってまいりました。

従事日数はここに書いてあるとおりですけれども、 さんが現在作ったものを庭先で販売されています。農地も、今はきれいに耕作されていて、管理も問題ないと思います。そして、近隣との境も問題ないというお話でした。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

真鍋委員 確認なんですけれども、結局、生産緑地の納税猶予を受けずに宅地化農地にする、その上で区に貸し出して区民農園にするということならば、相続税は宅地並みで払われたという形になって、宅地化農地にして区に貸すという形になるのか。

事務局 生産緑地を相続された段階で、相続税納税猶予を選択しなかった、宅地化農地という形になってございますので、相続税については同様な形で支払われたということになると思います。

真鍋委員 これまでは、宅地化農地にしていなければ区民農園として借りられなかった。しかし、今後は、生産緑地でも区民農園として借りることができるように法律が作られようとしている動きがありますよね。そうすると、今までせっかく生産緑地として一生懸命頑張ってきた訳ですから、宅地並み課税の相続税を受けて、その上でまた世田谷区に固定資産税は無料になっても貸し出すというのは、それだったら、何か違う選択肢もこの方にはあるんじゃないかなとふと思ったものですから、この辺の確認で質問しているんです。

事務局 今お話しされているのは、生産緑地の貸借の円滑化の法案という形で、今、国会で審議されている状況でございます。成立している状況ではない。実態としては、詳

細がはっきり示されていない状況でございます。今後は、お話しのように生産緑地のままで貸借が可能になると思いますので、その時点で、具体的にどのような形で動いていくのかということ国の方であらかじめ示されるのかなと考えてございます。残念ながら、今回は間に合わなかったということになってございます。

真鍋委員 これは質問というよりも、そういう動きもある中でのこれから起き得ることなので、多分、JAもバックについて下さっているいろいろな相談に乗ってくれていると思いますが、農地をお持ちの方が一番いい形で相続を終え、また次に農地を引き継げるような形でのアドバイスをぜひともしてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局 私どももそのようにしたいと思います。

高橋会長 ほかにございますか。それでは、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議は終了といたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の平成30年5月の総会日程(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5、平成30年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧くださいと思います。

次回の総会開催日時につきましては、4月26日木曜日午後3時から、会場はこちら、区役所第2庁舎5階第5委員会室にて開催されることが決定しております。

5月の開催日時につきましては、5月31日木曜日午後3時から、会場は同じくこちら、区役所第2庁舎5階第5委員会室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、5月の開催日時は原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、異議なしとのことで、開催案どおりに決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6 - 1をご覧くださいと思います。生産緑地の取得のあっせん依頼についてのご案内でございます。

本件につきましては、前回、2月28日に開催されました第7回農業委員会総会にて、主たる従事者証明について農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。翌開庁日の3月1日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、このたび、買い取り申し出はなしという結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

それでは、本題に入らせていただきます。資料No.6 - 1、生産緑地の取得のあっせん依頼について。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 質問がなければ、この件は終了といたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(6)について、事務局から説明願います。

事務局 それでは、まずはお手元の資料No.7をご覧くださいと思います。平成30年度農業委員会活動推進要領でございます。

本件につきましては、農業委員の皆様も多数ご出席いただきました、先月2月22日に開催されました東京都農業委員・農業者大会にて案文が示されたところでございますが、今月16日に開催され、高橋会長にもご出席いただきました東京都農業会議の通常総会にて決定されたものでございますので、詳細につきましてはこちらに書いてあるとおりでございますが、要点を説明させていただきます。

まず、1ページ目、 の趣旨でございます。上から8行目、「一方」の後、平成27年度に都市農業振興基本法が施行され、平成28年度には政府が都市農業振興基本計画を策定した中で、皆様ご存じのとおり、昨年6月15日には改正生産緑地法が施行され、これまでの制

度改善要望が実現した一方で、新たに特定生産緑地制度が創設されたところでございます。さらに、平成30年度、来年度には、生産緑地を対象とした農地法の特例である都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行される見込みとなっています。これら新たな都市農地制度は、都市農業・農地の継続に大きく影響するものであり、農地行政に携わる農業委員会が、これら制度を周知し理解を深めていく活動に積極的に取り組むことが、まさに都市農業・農地を守ることにつながるという重要な役割と責務を担っています。

2行下に移りまして、このような情勢を受けて、平成30年度におきましては、情報活動の推進及び関係行政機関に対する意見の提出を統一的な重点活動に定め、農地等の利用の最適化を推進する活動に取り組むことが必要であるとして、第59回東京都農業委員会・農業者大会において、農業委員会活動の積極的推進に係る決議ということで、総意により決定したところでございます。よって、ここに平成30年度に重点として取り組むべき農業委員会活動を定めるものとします。

1ページ、の推進要領、2ページ、(2)市街化区域におきましては、改正生産緑地法等への対応を図るというところで、改正生産緑地法の施行による指定下限面積、既に世田谷区におきましても300㎡への引き下げの条例制定を行ったところでございます。及び生産緑地指定要綱・基準等の改正による道連れ解除への対応改善を都内全区市での実現を目指す中で、さらに、これら実現を受け、農業経営意向のある農業者が所有する宅地化農地等について、生産緑地への追加指定をより一層進めるというところを皆様にご協力をお願いします。

続きまして、2の重点活動の(1)情報活動の推進に移らせていただきますけれども、その4行下の市街化区域において、先程申し上げた改正生産緑地法施行による特定生産緑地制度の周知徹底を図り、特定生産緑地への指定を進める活動に取り組むということが1点。また、平成30年度、来年度に法の成立、施行が見込まれる都市農地の貸借の円滑化に関する法律について周知を図るという形で定められています。

続きまして、3ページ、3の統一活動、(1)農業委員会組織活動、1)担い手の育成と農業経営支援活動で から まで掲げられておりますけれども、特に 認定農業者制度の推進及び支援活動で、認定農業者制度の啓発及び掘り起こしを行うとともに、区市町村独自の支援策の導入及び認定農業者へのフォローアップ等支援活動を行うことが1点。また、家族経営協定を推進するという部分で、今申し上げた認定農業者制度における家族経営協定の推進に取り組み、認定農業者の共同申請を進めるという部分についても取り扱ってい

ます。

その下の(2)農業委員・農地利用最適化推進委員日常活動、1)農地の肥培管理の利用促進の中で、農業委員及び農地利用最適化推進委員が日常活動として地域の農地パトロールに取り組み、農地の状況を的確に把握し、地域の農地の保全と利活用を進める活動に取り組むと掲げられています。

続きまして、4ページ、2)農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの活用の推進の中で、本日、皆様にも活動記録カードを配付させていただきましたけれども、活動記録の徹底を図り、毎月の総会で取りまとめ、情報交換等を行うと書かれております。こちらの記入も、できる限りで結構でございますので、記録カードの提出をよろしくお願ひします。この部分はじめとして、来年度、平成30年度におきましても、農業委員会の活動におきまして引き続きご協力をよろしくお願ひします。

最後に5ページ、農業委員会活動の積極的推進に関する決議でございますけれども、先月、2月22日に開催された東京都農業委員・農業者大会にて決議されたものであり、1ページから4ページまでの活動推進要領を網羅したものでございますので、説明は割愛させていただきます。

資料No.7につきましては以上でございます。

続きまして、資料No.8に移らせていただきます。平成30年度花卉・そ菜事業日程のご紹介でございます。

まず、来月、後ほど資料No.10でも触れさせていただきますけれども、第126回世田谷の花展覧会が4月13日から15日まで、JRAの馬事公苑前のけやき広場にて開催されます。また、6月9日、10日には、第65回世田谷区夏季農産物品評会が同じく馬事公苑前のけやき広場にて開催されます。また、今ご紹介しました4月の花展覧会、6月の夏季農産物品評会の表彰式が8月20日に世田谷区役所第3庁舎のブライトホールにて開催されます。続きまして、第127回世田谷の花展覧会、第48回世田谷区農業祭のご紹介でございます。花展覧会につきましては11月9日から11日まで世田谷公園にて、また、農業祭につきましては11月10日から11日に同じく世田谷公園にて開催されます。花展覧会、農業祭の表彰式につきましては、12月14日金曜日、三軒茶屋のスカイキャロットにて開催されます。来年度につきましても農家の皆様のご出品のご協力をぜひともよろしくお願ひします。

続きまして、資料No.9に移らせていただきます。第102回せたがや園芸市の開催についてのご案内でございます。

開催日時につきましては、4月20日から22日に世田谷公園にて開催されます。周知方法につきましては、4月1日発行の「区のおしらせ せたがや」、区のホームページに掲載するとともに、まちづくりセンター、図書館等にもポスター掲示して周知を図っていきます。なお、主な催し、問合わせ先、備考につきましては記載のとおりでございますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、資料No.10に移らせていただきます。先程ご紹介しました第126回世田谷の花展覧会のご案内でございます。チラシができましたので、こちらにて説明させていただきます。

先程申し上げましたとおり、4月13日から15日まで馬事公苑前のけやき広場にて開催されます。下のスケジュールをご覧くださいと思いますが、例年どおり、14日には一般観覧を行うとともに、区民賞の投票があります。また、ミニ園芸教室「花の寄せ植え」という体験事業のご案内をしています。また、15日におきましては、その展示品の即売を行うとともに、チャリティー園芸せり市等もございますので、もしお時間のある方につきましては、ぜひご覧いただければと思っております。また、花農家の皆様には、ぜひとも出品のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

資料No.10まで説明させていただきました。続いて、資料No.11及び12につきましては、事務長の筒井から説明いたします。

事務局 それでは、資料No.11をご覧ください。都市農業課につきましの平成30年度予算の概要でございます。

(事務局より、予算概要について説明)

続きまして、資料No.12、組織名称の変更及び都市農業課の人事異動でございます。

(事務局より、組織名称の変更及び人事異動について説明)

本日、湯本主事がこちらに出席させていただいておりますので、一言、自己紹介をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(湯本次期主事より自己紹介)

事務局 報告は以上です。

高橋会長 質問はありますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 なければ、この件は終了いたします。

以上で予定案件は全て終了いたしました。

その他、全般的なことについてご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

事務局 冒頭、会長からのご挨拶の中にもありましたが、今日、皆様のお手元にお配りした資料の中で、東京都農業会議が発行しました「都市農地の制度が大きくなります」という資料を配布させていただきました。特定生産緑地の制度が4月1日から施行されるほか、また、都市農地の貸借の円滑化についての動きがある中で、農業委員の皆様にも、農家の方から直接お問い合わせが今後出てくる可能性があります。区としても、もちろん農家へのご説明は今後計画的に進めていく予定ですが、まずは農業委員さんに今の動きについても把握していただきたいということもあり、急遽となってしまい大変恐縮ですが、こちらの資料に基づく形で、世田谷区農業委員会の上部団体であります東京都農業会議の松澤部長のご厚意により、来月の総会が終わった後、引き続き勉強会を開催させていただきたいと思っています。ぜひとも、お時間がある方につきましてはご出席のほどよろしくをお願いいたします。

高橋会長 ということですので、ぜひ皆さん、引き続き出席いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

上野委員 自分の持っている生産緑地がいつ指定されたというのはどこに聞けばいいんですか。

事務局 生産緑地の指定につきましては、世田谷区で指定させていただいている中で、担当部署は都市計画課というところですが、いつ指定されたかについては私どもでもお答えできますので、農業委員会の方で結構でございます。指定は地番を基本に把握しているところでございますので、地番をおっしゃっていただければこちらでもお答えできると思います。

田中（光）委員 それは、自分のところじゃなくても、担当区域の人の人も全部分かるんですか。

事務局 公表しているものでございますので、地番であればお答えすることはできます。

田中（光）委員 自分の担当のところも公表はできるんですか。

事務局 大丈夫です。

真鍋委員 前回の委員会の際に、4月26日は勘弁してもらいたいとお願いして、でも無理だということなので、私は農業委員会自体、都庁で会議があるので来られないんですが、この会議が終わるころにはこっちに帰ってこられると思うので、その勉強会だけ出るというのは可能なんですか。

事務局 ぜひよろしくをお願いします。

高橋会長 間に合わせて下さい。よろしくお願いします。

池亀委員 資料No.7の農地の肥培管理と利用促進というところに、農業委員及び農地利用最適化推進委員と載っているんですけども、これはどういう方がやっているんですか。

事務局 都市計画の区分けにおいては、市街化区域と市街化区域外のところがあります。東京都内でも都下では、結構農地が広い中で、実際に総会に出席して審議のみをする職員と、総会審議案件等に係る現地を見る職員と分けた方がいいだろうという考え方があります。現地を調査する職員が農地利用最適化推進委員ということで、農業委員については、農地利用最適化推進委員が現地を見て報告した意見の中で審議をするという形で、農地が広い自治体ではそういう制度で役割を2つに分けている自治体もあります。ただ、世田谷区におきましては農地が少ないというところで、農業委員に農地利用最適化推進委員の役割も合わせて担っていただいた上で審議をするという形で進めさせていただきます。

池亀委員 世田谷区についてはこれはいない、23区内にはほとんどいないということですか。

事務局 農業委員だけです。

高橋会長 区部の農業委員会にはありません。最適化推進委員というのは、いわゆる大きな農村みたいなところの農業委員は大変だから、農業委員とは別に手伝わせましょうということ。

池亀委員 その下の人間をつかって、その地域を2人なり3人なりで管理するというような。

高橋会長 2人ということはないですね。大体1対1ぐらいで、農業委員を農地利用最適化推進委員が手伝うという形です。ですから、審議は推進委員は確かしないんですよ。

事務局 基本的には入りません。農業委員だけで審議を行います。

高橋会長 他にはございませんね。では、本日の農業委員会の総会は終了いたします。ありがとうございました。

それでは、本日、最後の総会となりました寺澤主事から皆様にご挨拶をしていただきたいと思います。

(寺澤主事あいさつ)

高橋会長 それでは、最後に宍戸会長職務代理者から閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長職務代理者 あいさつ)

午後 4 時14分閉会